

社会福祉法人誠風会

役員等旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠風会（以下「本法人」という。）の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の旅費等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程の役員とは、本法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席旅費)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により旅費を支払うものとする。

(評議員選任・解任委員会への出席旅費)

第4条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により旅費を支払うものとする。

(理事及び評議員の旅費)

第5条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人の事業（以下「事業」という。）の運営のための業務にあたった場合は、別表2により旅費を支払うものとする。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により旅費を支払うものとする。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により旅費を支払うものとする。

(監事の旅費)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により旅費を支払うものとする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第7条 評議員選任・解任委員の報酬については、支給しない。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費を支給するものとする。

(適用除外)

第9条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、第8条の出張旅費の規定は適用せず、社会福祉法人誠風会職員旅費規程に準ずることとする。

(改正)

第10条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年3月12日から施行する。

この規程は、平成29年2月7日から施行する。

この規程は、平成31年3月27日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条及び第 4 条関係）

名 称	交通費
理事会出席	8,000 円
評議員会出席	8,000 円
評議員選任・解任委員会出席	8,000 円

別表 2（第 5 条及び第 6 条関係）

名 称	交通費
理事長業務	8,000 円
理事及び評議員業務	8,000 円
監事監査指導	8,000 円

別表 3（第 8 条関係）

名 称	日 当	交通費	宿泊費
理事長	12,000 円	実費	実費 (上限 30,000 円)
理事及び評議員	8,000 円	実費	実費 (上限 15,000 円)
監事	8,000 円	実費	実費 (上限 15,000 円)